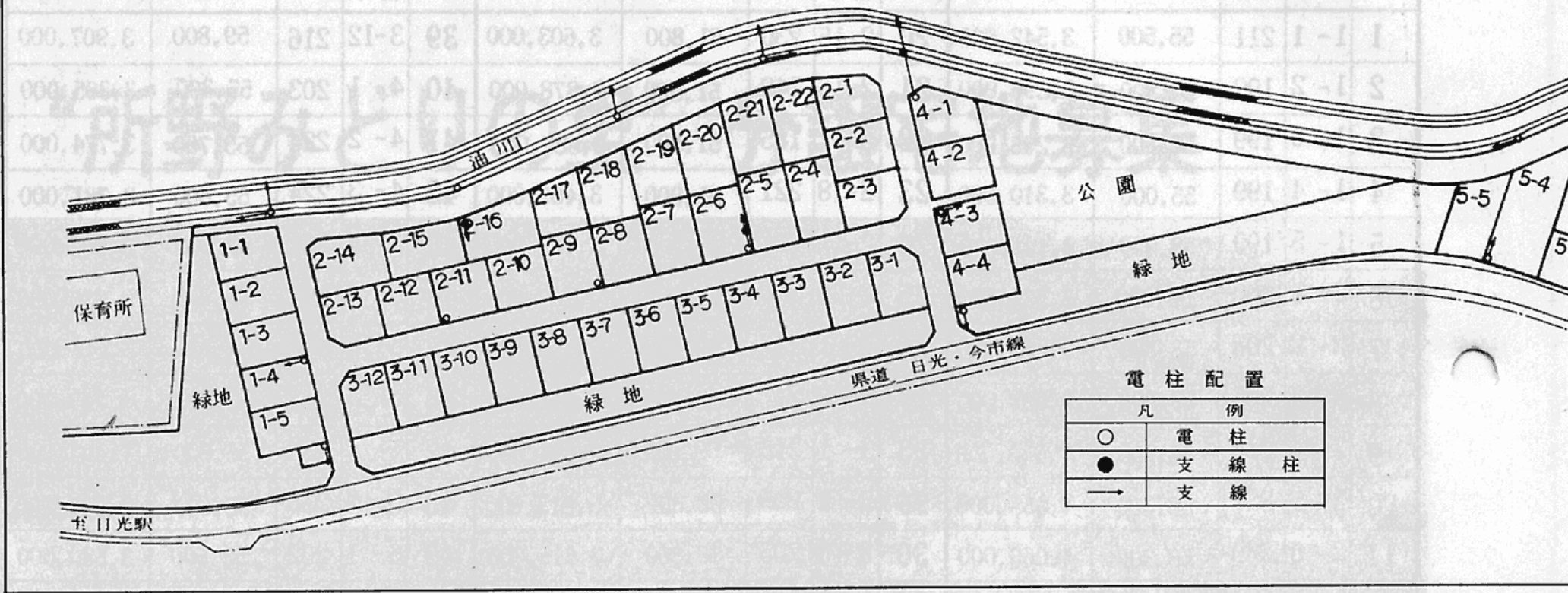


# 所野みどりの里宅地分譲 区画図



凡	例
○	電柱
●	支線柱
→	支線

## 申し込みの方法

- ① 年以内に住宅の建設を完了すること。ただし、特別な理由があると認められた場合は、一年を限度として期間を延長することができます。
- ② 宅地は、引き渡しを受けてから五年以内に第三者に譲渡、または貸し付けしないこと。
- ③ 建ぺい率は二〇%以上のこと。

## 申し込み期間

一月五日から一月十五日まで（日曜、祝日を除き毎日午前九時から午後五時十五分まで。ただし、土曜日は午後零時三十分まで）

## 受付窓口

総務課管財係（市役所二階）

## 必要書類

申し込みには、次の書類が必要です。

- ① 宅地分譲申込書（総務課管財係、支所、出張所にあります）
- ② 住民票謄本
- ③ 勤務先を証明する書類
- ④ 市町村税の完納証明書
- ⑤ その他婚姻証明書など必要書類

## 申込区画

一区画に限り、申し込み者が希望区画を指定します。

## 譲受人の選定

申し込み者の資格を審査した後、次に該当する方の中から譲受人を選定します。

- ① 宅地がないため生活上の不便を

受けている方。

- ② 独立の生計を営みたいが、住宅を建設する宅地がなく困っている方。
- ③ 正当な理由による立ち退き要求を受け、住宅を建設する宅地がなく困っている方。
- ④ 宅地がないため、勤務場所から遠隔の地に居住を余義なくされている方。

前記に該当する申し込み者が、一区画に二人以上の場合、公開抽選により譲受人を選定します。

## 分譲契約と分譲代金

### 分譲契約

譲受人に決定した方は、契約保証金として分譲代金の三%以上をそえて契約してください。

契約保証金は、分譲代金の支払いがすべて済んだときにお返ししますが、利息はつきません。

### 分譲代金の支払い

契約締結のときに分譲代金の二〇%以上を支払い、残金については、契約締結から三か月以内に支払ってください。

## 契約の解除

譲受人が次の一つに該当する場合は、分譲の決定を取り消し契約を解除します。

- ① 分譲の申し込みがうその記載、または不正の手段によって行われたとき。
- ② 譲受人の資格要件を欠くことに

なったとき。

- ③ 分譲契約を指定した期日までに締結しなかったとき。
- ④ 分譲代金の支払いを三か月以内に納入しないとき。

契約を解除した場合は、既に入されている分譲代金はお返しします。ただし利子はつきません。

## 買戻し特約

- ① 譲受人が分譲の条件に違反した場合は、宅地を買戻します。
- ② 買戻しの特約登記は、所有権移転登記と同時にを行います。
- ③ 買戻し特約登記の期間は、契約の日から五年間です。

## 所有権移転登記

分譲宅地の引き渡しと所有権移転登記は、分譲代金の支払いがすべて済んだときに行います。

なお、所有権移転登記の名義人には、分譲申し込み者以外の方はなれません。

## その他

- ① 所有権移転登記、買戻し特約登記および契約締結に必要な費用は、譲受人の負担になります。
- ② 申し込みの際は、記載した内容について説明できる方がおいでください。
- ③ 詳細については、総務課管財係（☎④一一一内線二二五）にお問い合わせください。